

特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会

定款施行細則

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）定款の円滑かつ効率的な施行を図るため、運営協議会定款施行細則（以下「細則」という。）を定める。

(実施)

第2条 定款又は細則の実施に関し、定款又は細則に特に定めていない事項の実施については、理事会においてこれを協議し、決定する。

(変更又は廃止)

第3条 細則を変更又は廃止するときは、理事会の決議を得なければならない。ただし、変更又は廃止する条項が会費の額に関するものであるときは、総会の決議を得なければならない。

(入会申込書)

第4条 定款第8条の規定により、会員として入会しようとするときは、入会申込書(様式1の1)又は応援申込書(様式1の2)を理事長あてに提出するものとする。

(会費及び納入時期)

第5条 定款第9条の規定による会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員(団体) 年額3,000円
- (2) 正会員(個人) 年額1,000円
- (3) 賛助会員(団体) 年額3,000円
- (4) 賛助会員(個人) 年額1,000円
- (5) 応援企業等会員 協賛金 年額5,000円ー□

2 会費の納入は年1回とし、毎年度6月末日、会議室等の使用日又は備品の貸出利用日までに納入しなければならない。ただし、応援企業等会員を除き、年度途中で入会したときは、入会した月を含む残りの月数に応じて別表に示す金額を納入しなければならない。

(退会届)

第6条 定款第11条の規定により、本会を退会しようとするときは、退会届(様式2)を理事長あてに提出するものとする。

(役員候補者の選任)

第7条 定款第15条の規定により、理事及び監事の候補者の選任については、理事長が正会員の中から理事及び監事の候補者の推薦を求めることとする。ただし、正会員の中に理事及び監事の候補者の推薦を求めることができない場合は、理事については賛助会員及び市民活動コーディネーター(一般財団法人社会通信教育協会が実施する

4ヶ月間の通信制研修を終了した者をいう。以下同じ。)、監事については賛助会員の
中から候補者の推薦を求めることができるものとする。

- 2 推薦者は、役員候補者推薦書(様式3)に必要事項を記入・署名・捺印し、被推薦者の承諾書(様式4)を添付のうえ、理事長あて提出するものとする。
- 3 新理事及び新監事候補者は、提出された役員候補者推薦書の中から役員選考委員会で決定し、理事会に報告するものとする。
- 4 役員選考委員会は、理事長及び役員推薦に関わらない正会員4名で構成するものとする。

(費用弁償)

第8条 定款第20条第2項の規定により、実費弁償として支給できる旅費は次のとおりとする。ただし、市内における旅費は、これを支給しない。

- (1) 運営協議会の活動を行うために、旅行をしたとき
 - (2) 他の団体の依頼により旅行をし、当該団体から旅費が支給されない場合で運営協議会が認めたとき
 - (3) 前号で旅費の一部が支給された場合は、本細則に基づいて計算した額と実費総額との差額
- 2 旅行の発着点は本細則適用者が勤務する事務所又は自宅とし、旅費は業務の遂行に必要な最も経済的な経路で計算する。
 - 3 旅費の支給を受けようとする者は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。
 - 4 旅費の種類は次のとおりとする。
 - (1) 鉄道賃 特急、急行を利用した場合は、指定席料金を含めて支給する。
 - (2) 船 賃
 - (3) 航空賃
 - (4) 車 賃 タクシー、レンタカーを利用した場合はその実費を支給する。また自家用車両を利用した場合は、1キロメートル当たり20円を乗じた額を支給する。
 - (5) 宿泊料 実費を支給する。ただし、次の額を上限とする。
道内宿泊1泊につき、5,000円
道外宿泊1泊につき、10,000円
 - (6) 日 当 日当はこれを支給しない。
 - (7) 第1号から第4号までの交通機関を利用する宿泊を含むパッケージ旅行を利用した場合はその実費を支給する。
 - (8) 第1号から第3号についてグリーン席等特別料金は支給の対象としない。
 - (9) 天災その他やむを得ない事情があると認められる場合はその実情に応じ、支給する。

(部会)

第9条 定款第38条の規定による部会は次のとおりとする。

- (1) 事業企画部会 実施事業の企画・立案に関すること
 - (2) 広報部会 組織の啓発、宣伝に関すること
 - (3) 財政部会 財源調整・調達に関すること
- 2 各部会は理事会の推薦により正会員及び市民活動コーディネーターの中から7名以内で構成し、部会長1名、副部会長1名、部会員をもって組織する。ただし、各部会における市民活動コーディネーターは2名以内とし、各部会構成の2分の1を超えないものとする。
- 3 各部会の部会長、副部会長は各部会において互選する。
- 4 部会は部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会における協議結果については部会長がその都度、理事会に報告する。

(印刷料等)

第10条 運営協議会が管理する財産の使用の許可を受けた者は別に定める印刷料等を納めなければならない。

(附則)

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表

No.	残りの月数	会 費	
		団体	個人
1	9月～7月	2,250円	750円
2	6月～4月	1,500円	500円
3	3月～1月	750円	250円

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
恵庭市市民活動センター運営協議会
理事長 様

（住所又は団体所在地）

（氏名又は団体名）

（団体の代表者名）

入 会 申 込 書

私は、特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会の会員として入会したので、会費を添えて次のとおり、入会を申し込みします。

No.	氏名又は団体名	会員No.	会員の種別	個人団体別	会費
1			正・賛助	個人・団体	円
2			正・賛助	個人・団体	円
3			正・賛助	個人・団体	円
4			正・賛助	個人・団体	円
5			正・賛助	個人・団体	円

（参考：第5条第2項抜粋）

会費の納入は、年1回とし、毎年度6月末までに納入しなければならない。

応 援 申 込 書

（会社名）_____は、特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会の応援企業等会員として支援します。

代 表 者 名 _____

連絡担当部署 _____

連絡担当者名 _____

住 所 _____

電話番号・FAX (電話) _____ (FAX) _____

メールアドレス _____

応 援 方 法 協賛金 一〇五,〇〇〇円/年

振込みの場合は下記口座をお願いします。

振 込 み 先 金 融 機 関	
銀 行 名	北洋銀行 恵庭中央支店
預 金 種 目	普 通
口 座 番 号	4059541
(フ リ ガ ナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジン エニワシシミンカツドウセンターウンエイキョウギカイ リジチョウ ミウラ タカシ
通帳の口座名義人	特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会 理事長 三浦孝史

様式2（定款第11条関係）

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
恵庭市市民活動センター運営協議会
理事長 様

（住所又は団体所在地）

（氏名又は団体名）

（団体の代表者名）

退 会 届

私は、特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会を退会したいので、退会届を提出します。

会員No.	退会希望者名又は団体名	会員の種別	個人団体別	備 考
		正・賛助・ 応援企業等	個人・団体	

（備考欄の記載）

備考欄は退会理由等を記載してください。

（参考：定款第13条抜粋）

会員がすでに納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

様式3（定款第15条関係）

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
恵庭市市民活動センター運営協議会
理事長 様

（推薦者住所）

（推薦者氏名）

⑩

役員候補者推薦書

私は、特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会の役員候補者として、次の者を推薦します。

役職別	被 推 薦 者		
	会員No.	氏 名	住 所
理事 監事			
理事 監事			
理事 監事			

（参考：定款第15条関係）

理事及び監事は総会において選任する。なお、候補者の選任等については別に定めるものとする。

※住所の記載については、住民票のとおり記載して下さい。

様式4（定款第15条関係）

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
恵庭市市民活動センター運営協議会
理事長 様

（承諾者住所）

（承諾者氏名）

印

承 諾 書

私は、特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会の役員候補者として推薦されることを承諾します。

役職別	会員No.	承諾者氏名	生 年 月 日
理事 監事			昭和・平成 年 月 日生

※承諾者住所の記載については、住民票のとおり記載して下さい